

厚生委員会記録

開催日時 平成27年2月18日(水) 13:03~14:48

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

除 真夕美 委員長

安井 宏一 副委員長

井岡 正徳 委員

尾崎 充典 委員

小林 照代 委員

米田 忠則 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 江南 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○除委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○小林委員 3点お尋ねしたいと思います。一つは、先ほども報告がありましたが、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン(案)に関連いたしまして、子ども・子育て支援事業支援計画の「量の見込み」及び「確保の方策」等で、資料の78ページですが、3歳未満児、奈良市を筆頭にして1・2歳児は、需給不足となっています。奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン(案)で大変大事だと思っていますのは、今、一番切実になっております待機児童の解消は、計画的に進められなければならないと思っているのですけ

れども、この数字を見まして、これでは待機児童が解消されないのではないかと、そのように思いまして、これはどのようにお考えになっているのかを、まずお尋ねしたいと思います。

それから、2点目の問題は、障害者のこの計画に関連しまして、障害者雇用という問題で、奈良県は障害者の雇用率全国一を目指して、この計画の中にもありますように、障害者の一般就労については、本当に精力的な取り組みを進めておられます。一般就労が困難な人の就労も計画の中に、幾つかもう取り組みということで書いていただいておりますが、福祉的就労への支援です。養護学校の卒業生の多くは、一般就労に就労できる率よりも、福祉的就労をされています事業所へ行く方が非常に多いのです。それで、一般就労が困難な方の福祉的就労への支援について、計画では農業分野のチャレンジや施設外就労などの取り組みなどが記述されております。その現状及び支援についてどのように取り組んでいけるのか、再度、お尋ねしたいと思います。

それから、3点目の問題です。経過を言わないとわかりにくいと思いますが、生活保護の移送費の問題です。ご存じだと思いますけれど、生活保護利用者の通院交通費のことを移送費といいますけれども、生活保護の一時扶助として支給されることになっております。ところが、数年前ですけれど、北海道滝川市で起きました事例です。航空機を使って通院をして、その額が何百万円という報道だったと思いますけれども、あまりにも不適切なことが起きたために、厚生労働省は2008年に通知を出しまして、移送費の給付は厳しく制限が行われました。その後ですが、さまざまな問題が起こってまいりまして、厚生労働省は2010年3月12日に必要な改定を行いまして、改めて厚生労働省社会援護局長名による事務連絡文書が出されて、従前どおり必要な交通費の支給が行われることとなったわけです。

ところが、このような経過があるのですけれども、今、利用者に通院交通費が支給されることがきちっと説明、もしくは知らされていない状況が次々と発生しておりまして、奈良市の福祉事務所の関連では、2010年3月12日の通知に基づいて、遡及問題であるとかいろいろと問題が起きました。実は、生活と健康を守る会の皆さんが相談を受けられますので、先日は厚生労働省に改めてこの生活保護費の移送費の支給について、受給の要件のことと周知徹底の取り組みを要請されたところでした。要請されておりますが、周りを見ましても、支給されていないとか知らなかったという状態が非常にありまして、これは、利用者の生きる権利を奪うようなものだと思っているのですけれども、奈良県では、

この実態の周知徹底ということで、どのような状況になっているのかをお尋ねしたいと思
います。そして恐らく福祉事務所やケースワーカーによって対応がまちまちで異なるの
ではないかと思うのですが、この現状をどう見ておられるのか、どのように指導をされて
いくのか、この点をお尋ねいたします。

○辻子育て支援課長 それでは、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン（案）の量
の見込み、教育・保育の需給状況についてお答えいたします。

この計画の策定ですけれども、平成27年度から5年間の保育の需給計画を定めること
になっております。県でも作成しておりますけれども、市町村でも今年度中に子育て支援
計画を策定するというように、並行作業になっております。県計画では市町村の需給計画
を基礎に積み上げておりますが、市町村におきましても、今申しましたように、現在、お
のおの需給計画を検討、精査しているところでございまして、県計画におきましても需給
の計画の一部は暫定値になっております。

県に報告されています市町村別の需給状況は、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプ
ラン（案）の70ページから82ページに教育・保育の部分は書かれており、3歳以上と
ゼロ歳児の教育・保育のニーズに対しましては比較的マイナスは少ないですけれども、委
員のご指摘がありましたように、1歳児、2歳児の保育ニーズにつきましてはマイナスが
散見されるところであります。現在、需給のマイナス解消に向けまして、市町村におきま
して、供給であります確保方策を検討、精査しておりまして、最終的には需給バランスの
とれた計画が今年度中には提出されるものと考えております。市町村別では、待機児童も
出ています奈良市などで現在のところマイナスが出ておりますが、さらなる供給確保に向
けて検討が進められていると聞いております。例えば、小規模保育事業の開始によります
定員の拡大とか、公立の幼稚園と保育園とを幼保連携型認定こども園に再編する計画など
を進められるということでもあります。今後も引き続きまして、県と市町村との連携、協議
を進めまして待機児童の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○有本障害福祉課長 障害者の福祉的就労への支援につきましてお答えいたします。

障害のある人の就労につきましては、一般就労と福祉的就労の両面からその支援に取り
組んでいるところです。委員がお尋ねの福祉的就労につきましては、県内には約90の事
業所があり、1,000名を超える障害のある人が就労し、クッキーなどの焼き菓子、パ
ン、さをり織りなどの手工芸品等の生産活動や印刷、清掃などの業務を行っています。し
かしながら小規模な事業所が多く、利用者に支払われる平均工賃は、平成25年度ですが、

月額1万3,856円とまだまだ低い状況にあります。県では、これまで授産商品の開発や販売拡大、農業分野へのチャレンジなど、福祉的就労における工賃向上を推進してきたところです。平成25年度からは障害者優先調達推進法に基づく調達推進方針を定め、障害福祉課が受発注窓口となって全庁的に障害者就労施設等からの物品、役務等の調達を推進しています。平成26年度は目標額を500万円と定め、より積極的な調達により、実績はこれを上回る見込みとなっております。

具体的な調達の内容といたしましては、パンフレット等の印刷、屋上広場の除草作業の発注や県庁舎の執務室内の清掃、公用車の洗車、廃棄文書のシュレッダー処理などの業務を施設外就労で行っています。また、この1月からは、新たに樞原総合庁舎の日常清掃業務を障害福祉サービス事業所共同体に業務委託したところです。さらに、授産商品受注促進コーディネーターの配置により、市町村や企業に対して優先調達の働きかけを促進しています。平成27年度は、新規事業といたしまして、地域住民生活と緊急支援のための交付金を活用し、授産商品プレミアム商品券の発行及び販売会を開催する授産商品消費拡大事業に係る所要額につきまして2月補正予算案に計上しているところです。

今後も安定的な商品等の提供ができるよう、複数の事業所による共同受注体制づくりに取り組むとともに、これまで県庁が率先して実践することによって得られたノウハウ、あるいは施設等とのネットワークを生かしながら、県はもとより、市町村、企業等を含めた県全体としての調達の拡大を図り、福祉的就労の場の確保及び工賃向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○林地域福祉課長兼地域包括ケア推進室長 生活保護の通院等移送費についてご照会がございました。生活保護制度では、医療扶助として医療を提供しております。生活保護指定医療機関での一般診療の受診や入院、歯科診療、薬局での調剤等が扶助の対象となっております。委員がお述べの通院等の移送費についても、この医療扶助の対象になっているところでございます。移送費は受診する医療機関が原則として被保護者の居住地に比較的近距离に所在する医療機関に、電車、バス等の公共交通機関を利用して受診する場合に必要な交通費が基本になりますが、電車、バス等の利用が著しく困難な場合は、他の交通手段による交通費も認められるとなっております。移送費の給付は被保護者からの申請に基づきまして、福祉事務所において給付可否意見書によりまして主治医の意見を確認し、個別にその内容を審査し、必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することになっております。移送費の給付は、交

通費等の負担が医療機関への受診を阻害することを防ぎ、必要な医療を確保するために定められた制度でありまして、県としても適正に給付される必要があると認識しているところでございます。

県では、県内福祉事務所に対しまして生活保護法施行事務監査におきまして移送費支給の適正性を確認するとともに、生活保護のしおりに掲載する等により、通院移送費の制度の受給者への周知について指導しているところでございます。この周知につきましては、この2月に県内15の福祉事務所に照会をいたしましたところ、11の福祉事務所で、生活保護のしおりに移送費についても記載しているところでございます。また、しおりにはまだ記載していないが、周知チラシを生活保護のしおりに添付して周知する予定が2福祉事務所、残る2福祉事務所につきましては、ケースワーカーの家庭訪問時に口頭で周知をします。今後、しおりに記載することも検討していきたいという現状になっております。

県といたしましては、今後も委員がお述べのように、福祉事務所や担当ケースワーカーによって通院移送費の取り扱いが異なることがないように、先ほども申しました施行事務監査等におきまして強く指導をしてまいりたいと思っておりますし、福祉事務所の職員を対象とした研修や査察指導員会議等においても改めて周知を図り、引き続き法に準拠した適切な対応を指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小林委員　ご答弁ありがとうございました。奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン（案）の待機児童解消のところを計画のことをお答えいただきました。今、子育てで一番支援が求められているのが、保育所になかなか入れない問題が大きいと思います。しかも、待機児童の大半がゼロ歳児から2歳児です。定員増が一番課題になっていると思います。子ども・子育て支援事業計画が新しい子育て支援法により、義務づけられておりますが、年度ごとの教育・保育の必要量を見込む、確保の方策を示していくものです。それを今、子育て支援課長にお答えいただいたわけですが、この計画の内容がより具体的なものでなければ、待機児童の解消がなかなか難しいのではないかと思います。それは、新制度によりまして、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の認定が大幅にふえそうなのですが、幼稚園は幼稚園としてそのまま残る場合もありますし、幼稚園型認定こども園、もしくは幼保連携型こども園になるか、それぞれの判断で選ぶことになります。幼稚園で残った場合にはゼロ歳児、2歳児の受け入れがありませんし、幼稚園型認定こども園でもゼロ歳児、2歳児の受け入れがあまり期待できないということです。確保の方策の中で思いますのは、保育所、こども園、地域型保育事業等でそれぞれ何人、計何人というように具体的な計画

が求められていると思います。それぞれの提供地域で何人の定員でどんな施設をどうふやすのか、どう新設するのか、増設で対応するのか、より具体的で詳細な計画が求められていると思います。先ほど子育て支援課長から奈良市との協議でいろいろ確認しながら、協力をしてと言われたのですけれども、この辺についても詰めていただきたいと思っているのですけれど、いかがお考えでしょうか。再度質問します。

それから、障害者の件ですが、いろいろ努力されてまして精力的に取り組んでいただいていることがよくわかりました。

最後に1つだけお願いですが、障害者は障害の質も程度もまちまちなのです。転々とホームレスの生活を繰り返して、住むところもなく、お金もなく、一時私が働いていた生活介護の事業所に相談に来られた方がいました。軽度の知的障害があったのですけれど、まず住む家を探して生活保護の手続きをして落ちつかせて、生活介護の事業所に通うようになったのですけれど、一日のプログラムの中には、午前2時間、午後2時間、作業時間があります。みんなでする作業は化粧箱の組み立てやティッシュのシール張り、お茶パックの袋詰めなどの内職でした。この内職を各事業所が確保するのにも大変苦勞していました。

Tさんと呼びますけれど、外で転々としている中で、警備や清掃の仕事をして働いた経験があるということで、落ちついてきましたら、仕事がしたい、仕事を探してほしいと、しきりに言うようになったのです。知人をお願いして室内装飾の片づけの仕事や草むしりなどをしてもらったこともあるのですけれども、それも短期間だったのです。だから、障害の程度も違いますし、障害の起こってくる問題もいろいろありますけれども、その人に合ったといえますか、生活の指導をしながら仕事についてもらう。誰もが仕事ができる、仕事についてもらうためには、支援しながらできる仕事が必要になってくるわけです。ですから、事業所などでも、そういう内職的な仕事ですけれど、確保するための支援とか、あるいはきめ細かな生活を指導しながらの就労支援という多種多様な支援がこれから必要かと。きめ細かいところまで、ぜひ福祉的就労の支援としては進めていただきたい。今の段階では要望にさせていただきます。

それから、生活保護の移送費の問題ですが、お答えいただきまして、奈良県の状況、周知徹底の状況がわかりました。ただ、この中で、しおりを出しているところが11、チラシは2つの福祉事務所で、ケースワーカーが口頭でというところが2カ所あるということなのですが、口頭では不十分といえますか、ケースワーカーの研修などもしていただけるということなのですが、実際の現場に行きますと、ケースワーカーがいかにそのこと

をきちんと伝えるかは非常に重要です。だけれど、基本的には文書できちんと出していた
だいて、研修もしていただいて、ケースワーカーにもしっかりとそのことをわかっていた
だくことが必要だと思います。利用者の方は普通、医療券が出ます。医療券が出ていたら、
どこの病院に1カ月何回ぐらい行っているということは、ケースワーカーでしたら、きち
んと知っていなければならない。医療扶助が出ているわけですから、つかんでいるので
すけれど、それでも、起きていることは、それを伝えていなかった。ケースワーカーから交
通費が出ますということを伝えればいいわけですし、それがされていなかったというこ
とで、ここは改善していく大きな問題だと思ってます。口頭でと言われたところは文書で
していただくように、それで、定期的に県としてはきちんと指導していただけるように
していただきたいと思います。その点だけ、再度、よろしくお願いします。

○辻子育て支援課長 それでは、市町村計画につきましてお答えいたします。

先ほど申しました奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン（案）の70ページから
80ページに書かれています数字は、市町村計画の総数でございます。市町村計画におき
ましても、地理的条件や人口の状況に応じまして保育を提供する区域を定めることが可能
になっています。この区域ごとに量の見込みに対する供給量を定めまして、保育所や認定
こども園の定数を、教育・保育施設と、先ほど委員がお述べになりました地域型保育の区
分に応じて定めることができることになっております。例えば、奈良市では市内を5区域
に分けまして、可能な限りその区域内で需給調整を検討することで取り組んでおられます
ので、実情に応じた区域を設定して、そこで各施設を考えていくことにされています。現
在も市町村との協議を続けておりますので、先ほども申しましたように、さらに県と市町
村との連携を密にしまして、より具体的に待機児童の解消を図ってまいりたいと考えてお
ります。以上です。

○林地域福祉課長兼地域包括ケア推進室長 周知の問題ですけれども、口頭でという2カ
所につきましても、例えばしおりに記載する予定のところもございますし、委員お述べの
ように文書でやっていただくのが必要だと県でも思っておりますので、いろいろな機会を
捉えてそういう指導をしていきたいと思っております。以上です。

○小林委員 ありがとうございます。この生活保護の移送費の問題は、周りを見ますと、
私はもっている、私は請求しているという人と、全然知らなかった、全然交通費を受け
取ってなかったという人、本当にばらばらの状況です。ですから、奈良市では、厚生労
働省まで行っていろいろ確認したりという事態にもなっていますので、今お答えいただき

ましたけれども、福祉事務所に、定期的と言っていいほど、把握のためにどういう状況になっているのか、その辺のことをきちんとしていただきたいと思います。それで、受けられる権利があるのにその支給が受けられない人がないように、よろしくお願いいたします。以上です。

○除委員長 ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の2月27日金曜日の本会議終了後に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。